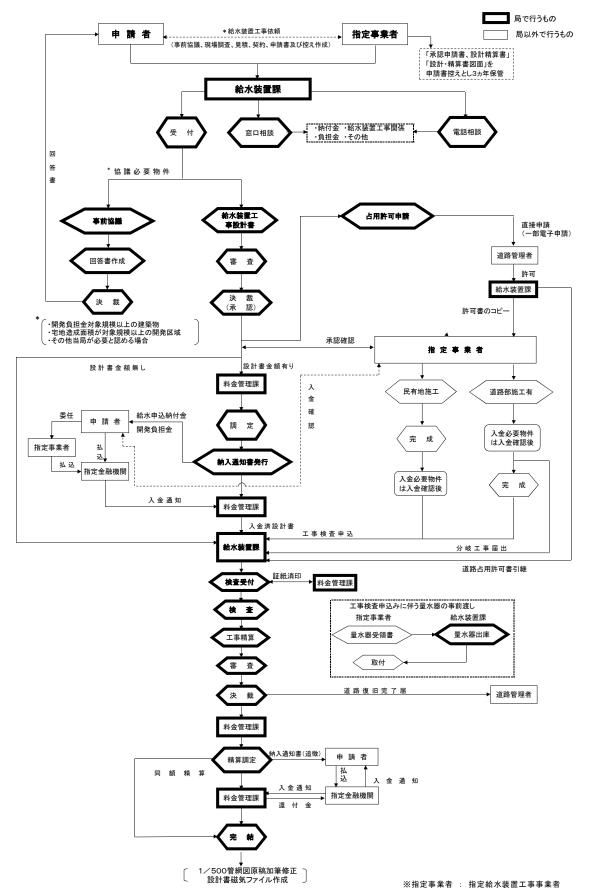
### 7 事務処理

7. 1 事務処理の流れ 給水装置課: 船橋水道事務所千葉ニュータウン支所及び成田支所は、工務課



### 7.2 受付及び承認

- 1 一般事項
  - 1) 受付業務を行う時間は 給水装置工事施行基準 5手続き 5.1 ー般事項に示すとおりとすること。
  - 2) 承認申請書等は、当日審査を原則とすること。
  - 3) 記載事項、押印及び添付書類等に不備のあるもの(ただし、その場で修正可能な場合は この限りではない。)、又は具体的な計画のない工事は受理しないこと。
  - 4) 受付後の審査過程において不備を発見した場合は、速やかに修正するよう連絡するとともに、修正するまで承認を保留すること。
  - 5) 承認申請書等の受付から承認までの日数は、通常1週間程度とすること。
  - 6) 承認後は、承認申請書等は局が保管し、当局職員以外は手を触れさせないよう注意すること。
- 2 受付に係る留意事項
  - 1) 共通事項
    - ① 記載事項、押印及び添付書類を確認すること。
    - ② 事前調査の内容は、必ず確認すること。
    - ③ 既設給水装置及び給水装置廃止証明書の有無は、必ず確認すること。
  - 2) 既設装置認定工事
    - ① 別に定める「既設装置認定要綱」に基づき処理すること。
    - ② 添付書類: 既設装置調査報告書
  - 3) 臨時使用に供する給水工事
    - ① 業務関係事務手続集「給水条例第28条の臨時給水の取扱いについて」及び「臨時給水における概算料金の取扱いについて」により処理すること。
    - ② 適用範囲は、工事用給水(ただし、工事終了後に増設・改造工事を行って使用を継続するものや、そのまま別の目的で使用するものを除く。)及びサーカス団その他臨時的催し場への給水であること。

その使用期間が6ヶ月以内のものであること。ただし、その期間の延長を必要と認める場合は、引続き6ヶ月以内の期間において認めることができる。

- ③ 添付書類: 給水装置工事施行基準 5.3工事の承認申請 2)受水槽以下装置工事 の場合①に掲げるものの他、必要であると認められる書類
- 4) 増設・改造工事が見込まれる給水装置新設工事
  - ① 増設・改造工事を同時申請しない場合は、増設・改造の時期を記した計画書を提出させること。
- 5) 一部先行工事
  - ① 別に定める「給水装置の一部先行工事取扱要綱」により処理すること。
  - ② 添付書類: 誓約書、その他
- 6) 受水槽以下装置工事
  - ① 別に定める「受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱」により処理すること。
  - ② 添付書類: 給水装置工事施行基準 5.3工事の承認申請 2)受水槽以下装置工事の場合②添付書類に掲げるもの

- 7) 廃止前提扱いとする工事
  - ① 業務関係事務手続集「廃止に係る給水申込納付金及び開発負担金の取扱いについて」により処理すること。
  - ② 廃止前提扱いの事務処理(特に精算後の事務処理)について、十分説明すること。

### 3 事務処理

設計書の審査を終了した場合、給水に係る事前協議、設計及び精算事務に係る事務処理を 給水装置情報管理システム(以下「システム」という。)により行うこと。

### 4 承認

システムから出力した給水装置工事(設計)及び(精算)審査表を承認申請書に添付し、決裁を受けること。

### 7.3 設計変更の処理

承認後、次の事項に変更が生じた場合は、速やかに変更承認申請書を提出させること。 次の事項とは、給水装置工事施行基準「5.4給水装置工事の変更承認申請の2」に示す とおりとすること。判断しがたいものについては、変更の内容を十分検討し、当局職員が設 計変更するか否かの判断をすること。

#### 7.4 工事施工及び精算書

- 1 承認後、分岐工事に係る「給水装置分岐工事予定表」が提出された場合は、給水申込納付金及び開発負担金が納付されていることを確認してから受領すること。
- 2 公道部を掘削する場合は、給水装置分岐工事予定表に道路掘削占用許可書(写)及び道路 使用許可書(写)が添付されているかを確認すること。
- 3 施工中、配水管を破損した場合、その修繕に要する費用については、原因者の負担として 処理すること。
- 4 設計変更を要しない軽微な変更は、検査申請前に精算図を朱書きで訂正させること。

#### 7. 5 工事検査

- 1 申請者から「工事検査申請書」が提出された場合は、次の事項を確認することとし、設計書の内容と大幅に異なり設計変更を要すると判断される場合は、この申請書を受理しないこと。
  - 1) 所定の手数料に係る収入証紙が貼付されていること。
  - 2) 給水装置分岐工事予定表が提出されていること。
  - 3) 精算図が、現地の配管状況と一致していること。
  - 4) 給水契約申込書等が添付されていること。
  - 5) 工事記録写真が添付されていること。
  - 6) 集合住宅の栓番図表が提出されていること。
- 2 別に定める「給水装置工事検査要綱」に基づき検査を実施すること。

なお、同要綱第5条に規定する給水装置工事確認書(別記第3号様式)の提出日は、水質 検査を含む全項目を確認した日を記入させること。

3 工事検査の結果、適正であると認めた場合は、検査実施日に出庫する「量水器」及び「水 道使用者標識」を取付けること。

ただし、増設・改造工事が見込まれる給水装置新設工事がある場合は、「水道使用者標

識」は増設・改造 工事の検査査合格後に取りつけること。

4 量水器筐の蓋裏側に当該給水装置の水栓番号を白ペンキ等で書き入れるとともに、「給水 契約申込書(ただし、開栓年月日は検査完了年月日とする。)」を現場に持参し、必要事項 を記載すること。

なお、連合栓については、筺内部側面にも水栓番号を白ペンキ等で書き入れること。

- 5 工事検査の結果、改善の必要があった場合は、「工事検査調書」に記載した指示事項を改善期限までに改善した後に、改めて確認を行うこと。
- 6 工事検査完了後、「工事検査報告書」を設計書とともに決裁を得て、工事検査日順に月別 に綴り、10年間保管すること。

#### 7.6 量水器の事前渡し

- 1 給水装置の充水、洗浄及び器具テストに水道水を使用するために、量水器を指定事業者の申し出により、事前渡しすることができる。
- 2 量水器の事前渡しは、工事検査受付時に「量水器受領書」(第1号様式)を提出させ、原 則として集合住宅の場合は10日前、その他は7日前とすること。
- 3 指定事業者に事前渡しされた量水器は工事場所に速やかに取付けさせるものとし、工事検 査時まで適切に管理させること。
- 4 量水器は、目的以外に使用させてはならない。
- 5 量水器の指針が 1.0 m<sup>2</sup>を超えた水道料金については、指定事業者に責任を持って負担させること。
- 6 量水器を紛失又は損傷した場合は給水条例第18条第2項及び事務処理要領を準用し、指 定事業者に弁償させるものとし、「量水器(紛失・損傷)届」(第2号様式)を提出させて、 財務規程第124条により処理するものとすること。

#### 7.7 精算

- 1 工事検査の結果、適正であると認めた後、設計書の決裁は速やかに行うこと。
- 2 廃止前提扱いとして処理するものは、工事検査完了後 30 日以内に廃止証明書を提出するよう工事検査実施日に再度指示するとともに、事後処理を適切に行うこと。

#### 7.8 完結後の事務処理

- 1 承認申請書等の保存
  - 1) 管路情報管理システムにより保存するものとする。
  - 2) 保存の方法
    - ① 承認申請書等は管路情報管理システムデータ整備受注者(以下「受注者」という。) に送付し、磁気ファイルにより保存するものとする。
    - ② 縮尺 1/500の水道管管理図の加筆修正は、家屋配置図、取出し平面図、口径、水栓番号及び受水槽容量等を工事検査時に現地と照合確認した後、速やかに原稿図を受注者に送付し、これを依頼するものとする。
- 2 給水装置の構造材質基準の適合検査(法第16条)について、千葉県企業局水道技術管理 者の職務に関する規程第7条に定める検査等執行報告書を作成し、業務担当課に報告するも のとする。

千葉県企業局長 様

住所 指定事業者 氏名 即 担当者 電話番号

## 量水器受領書

充水、洗浄水及び器具テスト水用として、下記のとおり誓約事項を了承のうえ量 水器を受領しました。

記

- 1 誓約事項
- (1) 受領した量水器は工事場所に速やかに設置して、工事検査時まで適切に管理いたします。
- (2) 指針が 1.0 m<sup>3</sup>を越えた水道料金については、当社が責任を持って負担いたします。
- (3) 量水器を目的以外には、使用いたしません。
- (4) 量水器を紛失又は損傷した場合は、当社において弁償いたします。
- 2 受付番号
- 3 水栓番号
- 4 工 事 場 所
- 5 申 請 者
- 6 量水器取付日

年 月 日

7 給水装置工事検査日

年 月 日

8 受領内訳

量水器口径	受領個数	量水器番号
mm	個	
mm	個	
mm	個	

# 量水器(紛失·損傷)届

年 月 日

千葉県企業局長 様

住所

氏名

印

私は下記の理由により量水器を(紛失・損傷)したのでお届けいたします。 今後十分注意するとともに(紛失・損傷)した量水器については、貴局の定める 金額を弁償いたします。

記

水 栓 番 号			
量水器設置場所			
量 水 器 口 径	mm	量水器番号	
(紛失・損傷)年月日			
(紛失・損傷)理由			

#### 7.9 その他の留意事項

- 1 受水槽以下装置(新設、増設及び改造)工事及び一部先行工事の工事検査手数料は、徴収しないこと。
- 2 給水装置の「廃止届」が提出され、所定の手続きが完了した場合は、原則として公道部分 の給水管を分岐止めすることとし、その整理は給水装置廃止施行簿(廃止に係る給水申込納 付金及び開発負担金の取扱いについて、第3号様式)によること。
- 3 給水装置工事中止届が提出された場合で、給水申込納付金及び開発負担金の還付を伴うものについては、受取人名、金融機関名(支店名含む)、預金種目及び口座番号を朱書きで記載するよう指導すること。

### 7. 10 設計書の記載

給水装置工事設計書等の記載事項を給水装置情報管理システムに入力すること。

- 1 給水装置新設(増設・改造)承認申請書の記載
  - 申請書の内容及び申請者の記載欄を確認した後、承認申請書及び設計書を受理し、所定欄に受付印を押すこと。
- 2 給水装置工事 (新設・増設・改造) 設計・精算書の記載
  - 1) 水栓番号

給水装置情報管理システムにより自動採番されたものを(設計)審査表をもとに記載 (裏図筒所を含む。)する。

- 2) 給水装置工事の種類
  - ① 一般工事

分岐箇所から宅地内配管までの通常の給水装置工事で、受水槽以下工事、一部先行工事、増設・改造工事が見込まれる給水装置新設工事及び臨時使用に供する給水工事を除くすべての工事が対象となる。

また、受水槽以下であっても各戸検針を伴わない場合は一般工事を選択する。

- ② 受水槽以下装置工事 受水槽以下の装置で各戸検針を伴う場合に選択する。
- ③ 一部先行工事

道路舗装及びその他の工事に先行して給水装置の一部を布設する場合に選択する。

- ④ 増設・改造工事が見込まれる給水装置新設工事
- ⑤ 臨時使用に供する給水工事 工事その他の理由により臨時に給水を受ける場合に選択する。
- 認定を希望する既設装置の種類
  既設井水装置、既設受水槽以下装置に関する認定工事がある場合に選択する。
- 給水方式
  該当するものを選択する。
- 5) 配水管口径×取出し口径

当該給水装置を取出そうとする既設配水管(既設給水管)の口径及び当該給水装置の取出し口径(給水主管口径)を記載する。

6) 配水管種×取出管種

当該給水装置を取出そうとする既設配水管(既設給水管)の管種及び当該給水装置の管種を記載する。

7) 量水器

設計時に設置又は再使用する量水器の口径、個数を直結及び受水槽以下に分けて記載する。

8) 受水槽有効容量及び高置水槽有効容量

有効容量(小数点以下第1位までを記入すること。)の合計及び全体設置基数を記載する。

9) 受水槽材質及び建物形態 該当するものを選択する。

10) 建物形態

該当するものを選択する。

11) 建物階数及び給水階数

建物全体の階数、給水栓が設置されている最高階数を記載する。

12) 計画一日最大給水量及び建築物負担金徴収対象水量

小数点以下第1位までとする。ただし、建築物負担金徴収対象水量は、給水に係る事前 協議をしたものを対象とし、実際に建築物負担金を徴収する水量を記載する。

13) 宅地面積及び宅地負担金徴収対象面積

小数点以下第1位までとする。ただし、宅地負担金徴収対象面積は、給水に係る事前協議をしたものを対象とし、宅地面積は開発面積全体を、宅地負担金徴収面積は実際に宅地負担金を徴収する面積を記載する。

14) 給水申込納付金相当額徴収済地区の名称

給水申込納付金相当額徴収済地区の名称又は条例附則別表地区の区域名を記載する。

(例) 徵収済地区:○○団地

別表地区 :成田市玉造1丁目

15) 給水申込納付金

当該給水装置に係る納付金額を記載する。

16) 建築物負担金及び宅地負担金

開発負担金が適用されるものについて納付金額を記載する。

17) 追徴及び還付額欄

設計変更及び精算時において、追徴及び還付額がある場合は、そのいずれかを○印で囲み追徴額は「赤色」及び還付額は「青色又は黒色」で記載する。

- 18) 工事内容
  - ① 同時申請

同時申請の場合、他の申請書の新設・増設・改造の別を〇印で囲むとともに設計書の 受付番号を記載する。

- ② 一部先行済
  - ア) 一部先行で取出済の場合、平成9年4月1日以前のものは、受付番号を、それ以降のものは(セ)の水栓番号とともに、既設の配水管及び給水管の口径及び管種を記載する。
- イ) 廃止に伴い道路部分に残置された口径が20mm又は25mmで、管種がステンレス鋼管又はポリエチレン管の給水装置(⊙水栓番号)を再使用する場合は、廃止した水栓番号とともに、既設の配水管及び給水管の口径及び管種を記載する。
- ③ 取出変更の口径 改造工事で取出し部の給水管口径が変更となる場合は、既設口径と変更口径を記載する。
- ④ 一部改造工事 道路部分の取出しのみに係る一部改造工事の場合、□をνでチェックする。
- ⑤ 公道部分の給水管種変更道路部分の給水管種を変更する場合に記載する。
- ⑥ 量水器口径変更 既設量水器が変更となる場合に記載する。複数ある場合は、2段書き又は3段書きと する。
- ⑦ 量水器移設 工事の中で量水器移設について、その有無を選択する。
- 19) 経過等の記載

  - ② 承認年月日水道事務所長の設計決裁年月日とする。
  - ③ 納入通知書発行年月日及び番号納入通知書の発行年月日及び発行番号を記載する。
  - ④ 納付金納付及び負担金納付年月日各納入年月日を記載する。
  - ⑤ 設計変更年月日設計変更を受理した年月日を記載する。
  - ⑥ 連絡工事年月日 配水管から分岐する工事実施年月日を記載する。
  - ⑦ 工事検査年月日給水装置工事検査実施年月日を記載する。
  - ⑧ 精算年月日 すべての工事検査が完了し、給水装置情報管理システムに入力する年月日を記載する。
  - ⑨ 決裁年月日水道事務所長の精算決裁年月日とする。

⑩ 開発負担金の収益振替及び追徴還付年月日収益振替及び追徴還付年月日

① 完結年月日

開発負担金を徴収している場合は、収益振替年月日、追徴還付年月日とし、給水申込納付金を徴収している場合は、精算決裁年月日とする。

給水申込納付金を徴収していない場合は、精算決裁年月日とする。

⑫ 事前協議回答書

給水に係る事前協議に回答書の写しが添付されている場合に、その回答年月日及び回 答番号を記載する。

③ 出納担当者取扱印給水申込納付金及び開発負担金の納入済の確認印を押す。

④ 基本料金移行

増設・改造工事に伴う基本料金の移行について、その有無を選択する。

事水併用井水併用について、その有無を選択する。

② 中水・工水併用中水道又は工業用水道の併用について、その有無を選択する。

(b) 水洗普及

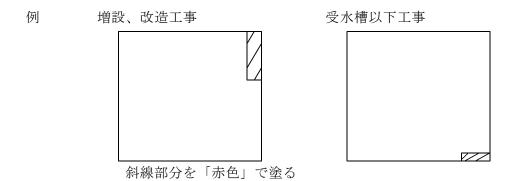
公共下水道の整備されている地域で、水洗普及のための工事について、その有無を選択する。

- ② 道路占用許可番号・許可年月日及び専用種別 道路占用許可書に関して記入する。
- d 摘要

建築物負担金及び宅地負担金算出式等、必要事項の記載欄とする。

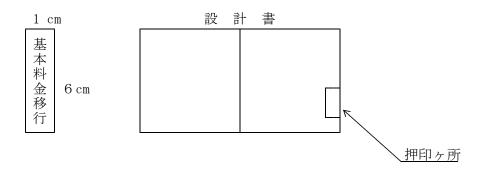
#### 3 設計書の区分け

- 1) 増設・改造工事及び受水槽以下工事の設計書には、下図の斜線部分を「赤色」に塗って 区分けする。
- 2) 設計変更の設計書については、上部に「設計変更」のゴム印を「赤色」で押す。
- 3) 全部改造を伴う設計書については、「全部改造」のゴム印を「赤色」で押す。
- 4) 基本料金移行に係る設計書については、「基本料金移行」のゴム印を「赤色」で押す。
- 5) 親メーター省略に係る設計書については、「親メーター省略」のゴム印を「赤色」で押す。

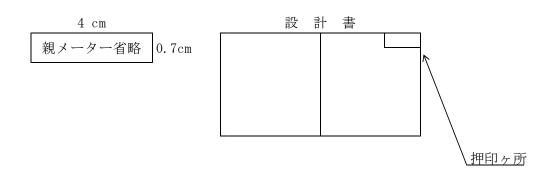




料金移行に係る設計書



親メーター省略に係る設計書



#### 7. 11 受水槽以下装置に設置する量水器の取扱に係る事務処理

- 1 給水申請時の提出書類
  - (1) 給水装置工事及び受水槽以下装置工事を同時申請する場合の提出図書
    - (7) 受水槽以下装置承認申請書
    - (イ) 承認申請書
    - (ウ) 設計書
    - (エ) 量水器寄付申込書
    - (オ) 図面
  - (2) 給水装置工事(工事用給水)を申請する場合の提出図書
    - (ア) 承認申請書
    - (4) 設計書
    - (ウ) 図面
  - (3) 受水槽以下装置新設工事を申請する場合の提出図書
    - (7) 受水槽以下装置承認申請書
    - (4) 設計書
    - (ウ) 量水器寄付申込書
    - (エ) 図面
  - (4) 受水槽以下装置増設(又は改造)工事を申請する場合の提出図書
    - (7) 受水槽以下装置承認申請書
    - (1) 設計書
    - (ウ) 図面
- 2 図面の内容
  - (1) 平面配管図、立面配管図、各階配管詳細図
  - (2) 受水槽回りの詳細図
  - (3) 配水管から量水器までの配管詳細図
  - (4) 隔測量水器装置を設置する場合の図面(量水器、集中パネル盤、配線図等)
  - (5) その他
- 3 量水器に係る事務処理
  - (1) 水道事務所又は支所は、申請者から提出された「量水器寄付申込書」(実施細目第2号 様式) 1 部を受水槽以下装置新設(増設・改造)承認申請書に添付する。
  - (2) 水道事務所又は支所は、申込みのあった量水器について在庫管理システムで発注登録を行うとともに、量水器番号を取得する。

なお、量水器番号を取得した後、量水器寄付申込書に量水器番号を記入するとともに、 量水器入出庫等管理業務受託業者あて写しを送付する。

(システム操作については、在庫管理システム量水器編マニュアル参照のこと)

- (3) 水道事務所又は支所は、申請者又は指定給水装置工事事業者に量水器番号を連絡する。
- (4) 申請者又は指定給水装置工事事業者は、量水器製造者に量水器番号を連絡する。
- (5) 量水器製造者は、製造過程において量水器番号を局の指定箇所に打刻する。 量水器を製造した後、検査を受けるため、量水器入出庫等管理業務受託業者に検査日時

を予約する。

- (6) 量水器入出庫等管理業務受託業者は、製造された量水器に関し次の事項を確認した後、 検査調書等を作成するとともに、量水器製造業者から提出された量水器器差成績表を併せ て給水課に提出する。
  - (ア) 外型検査
  - (4) 量水器製造者から提出される「器差検査報告書」による器差の確認
  - (ウ) 量水器番号の確認
  - (エ) 型式、口径、量水器製造者の確認
  - (オ) 有効期限の確認
- <隔測量水器(検満工事)の場合>

上記(ア)から(オ)に加え、以下も実施する。

- (カ) 検針盤の機器に合った発信器となるよう認定番号の確認
- (キ) 入力部の型式表示
- (ク) 承認通知書による型式確認
- <隔測量水器(新設工事)の場合>

上記(ア)から(オ)に加え、以下も実施する。

- (ケ) 量水器本体と機器間の表記一致確認 (定格信号の認定番号及び必要な場合には、製造者マーク)
- (7) 申請者は、前記(6)の確認検査後、当該量水器を受領、保管する。
- (8) 水道事務所又は支所は、工事検査完了後、量水器寄付申込書に工事検査年月日を記入するとともに、量水器寄付申込書の写しを添付し、当月分の報告書を翌月5日までに給水課に送付する。なお、工事検査の該当がない場合も報告を行う。
- (9) 給水課は、前項(6)及び(8)の書類により量水器の固定資産処理を行う。
- (10) 水道事務所又は支所は、量水器入出庫等管理業務受託業者による量水器の確認を終えたら、在庫管理システムで納品登録を行う。
- 4 取消(変更)の取扱い
  - (1) 水道事務所又は支所は、「量水器寄付申込取消(変更)届」(実施細目第5号様式)が 提出された場合には、量水器の不正使用を防止するため申請者から「確約書」(実施細目 第6号様式)を徴し、保管している量水器を申請者に返却する。
  - (2) 水道事務所又は支所は、在庫管理システムで納品取消及び発注取消を行う。
- 5 工事の確認

量水器を設置した後、工事検査の申請前に量水器製造者又は指定給水装置工事事業者(給水装置工事主任技術者)に、次の事項を確認させること。

また、通水洗浄後、量水器内の水は完全に抜き、量水器前後のバルブは閉めておくこと。

- (1) 隔測量水器を設置した場合
- (2) 直読式量水器を設置した場合

(ア) 結線チェック

(ア) 量水器の設置状況

(イ) 量水器の作動試験

- (イ) 配管状況
- (ウ) 集中パネル盤の作動状況
- (ウ) その他

(エ) 量水器の設置状況

- (オ) 配管状況
- (カ) その他(上記3(6)隔測量水器の検満工事及び新設工事の(カ)から(ケ)の項目等含む)
- 工事検査
  - (1) 工事検査の申請にあたっては、あらかじめ次の書類を提出させること。
    - (7) 栓番図表 (実施細目第7号様式)
    - (イ) 受水槽以下装置の施設管理人選任(変更)届(実施細目第8号様式)
    - (ウ) 隔測量水器を設置した場合は、受水槽以下装置の維持管理契約書又は受水槽以下装置 の維持管理に関する協定書
    - (エ) 隔測量水器を設置した場合は、申請者と量水器製造者との保守契約の写し
  - (2) 工事検査は、「受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱の実施細目」に基づき、次 の事項について確認すること。

<隔測量水器を設置した場合>

- (ア) 結線チェック
- (イ) 量水器の作動試験
- (ウ) 集中パネル盤の作動状況
- (エ) 量水器の設置状況
- (オ) 配管状況
- (カ) その他
- 7 完結後の事務処理
  - (1) 隔測量水器を設置した場合

隔測量水器台帳(別記第1号様式)に、1棟(1パネル)ごとに必要事項を記入し、次 の関係書類とともに保管する。

- (7) 量水器寄付申込書
- (イ) 栓番図表
- (ウ) 受水槽以下装置の施設管理人選任(変更) 届
- (エ) 受水槽以下装置の維持管理契約書又は受水槽以下装置の維持管理に関する協定書
- (オ) 申請者と量水器製造者との保守契約の写し
- (2) 直読式量水器を設置した場合

直読式量水器台帳(別記第2号様式)に、1棟ごとに必要事項を記入し、次の関係書類 とともに保管する。

また、受水槽以下直読式量水器設置一覧表(別記第3号様式)に水栓番号順に記入し整 理する。

- (7) 量水器寄付申込書
- (イ) 栓番図表
- (ウ) 受水槽以下装置の施設管理人選任(変更) 届

<直読式量水器を設置した場合>

- (ア) 量水器の設置状況
- (4) 配管状況
- (ウ) その他

第1号様式 隔測量水器台帳 (リモートメーター)

整理	番号			住宅名										
装置	場所													
申請	者名					TEL								
管 理	人 名					TEL								
管 理 人	住所													
施行業	者 名 TEL													
親メータ、	一の水村	全番号			親メ	ーターの	口径	mm						
子メーターの水栓番号														
•														
口径	タイプ	数量	取付年月日	検定期限		メーターNo.		製造会社名						
13 mm				•	•									
2 0 m m			• •											
2 5 m m														
計		個												
内 訳														
	住宅用		mm		個									
保証期限			年 月											
集中パネル盤	自動	」 手	動	戸用										
備考														
メーター会社位	修理依頼連	絡先												

# 水道事務所名

修理等	等について	の記入欄	(保守点検についても記入のこと)							
受付月日	依頼月日	修理施工 月 日	修理完了 報告月日	故障原因	修理内容					

## 添付書類

- 1 量水器寄付申込書
- 2 栓番図表
- 3 受水槽以下装置の施設管理人選任 (変更) 届
- 4 隔測量水器装置の維持管理契約書
- 5 申請者と量水器製造者との保守契 約の写し

第2号様式

# 受水槽以下直読式量水器台帳

整	理		番	号				住	宅名										
装	置		場	所				•											
申	請		者	名		TEL													
管	理		人	名															
管	理	人	住	所															
指定	給水装	置	上事事	1業者		TEL													
親	メー	タ	<b>ー</b> の	水档	全番号					親メ	ーターの	口径	mm						
子メーターの水栓番号																			
	<u>I</u>																		
ļ	〕 径		数	量	取 付	年月日	検定期限			メーター番号			製造会社名						
1	3 m n	1				•		•											
2	0 m n	1				•	•												
2	5 m n	1				•	•												
						•													
	計																		
内	訳		住宅	用		mm				個									
保	証期	狠																	
備	į	考																	

第3号様式

受水槽以下直読式量水器設置一覧表

水道事務所名	指定給水装置工事事業者										
	設置年月日										
	検定期限										
読 式 量 水 器 設 置 一 覧 表	設置数										
	口径										
	水栓番号										
	装置場所										
以下同門門	所 有 者   又は管理人										
受水槽以卜直	住宅名										
7	整理番号										